

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）に関する市民意見

番号	実施計画	意見	回答
1	—	<p>本パブリックコメントの「意見の内容と市の対応」を鎌倉市と葉山町にも公表して下さい。</p> <p>鎌倉市民、葉山町民も逗子市民の意見を知りたいし、逗子市民も鎌倉市民と葉山町民の意見を知りたいものと考えます。</p> <p>従って、鎌倉市と葉山町のパブリックコメントに関しても逗子市のホームページ上に掲載するか、パブリックコメントが掲載されているURLを紹介して下さい。</p>	
2	第1章 2、4 p1、3	<p>1ページ「第1章 計画策定の趣旨」の「2 計画策定の背景」で、「神奈川県は……」と記載されていますが、その後の神奈川県の経緯については、3ページの「4 計画の目的及び位置付け」内の「(注)」にしか記載されていません。</p> <p>「(注)」ではなく、本来はこの「2 計画策定の背景」に記載すべきものと考えます。</p> <p>その上、経緯が「計画期間の満了」としか記載されておらず、神奈川県の当初の計画が計画通りに進捗したか否かについても記載されていません。</p> <p>評価も含めた記載内容として下さい。</p>	
3	第1章 4 p3	<p>3ページの「4 計画の目的及び位置付け」で、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「本実施計画という。」）は、国及び神奈川県の考えに基づき、……）と記載されていますが、正しくは、「……同年7月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する「覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、ごみ処理の広域連携を進めていくこととしました。ごみ処理の広域連携にあたっては、覚書の基本理念に基づき……」ではないでしょうか。</p> <p>そうでないのであれば、基づいた「国及び神奈川県の考え」を記載して下さい。</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	4	第2章 1(2) p5	5ページの「表2. 1 人口及び世帯数の推移」において、逗子市における「人口(人)」の表記については、「池子米軍住宅人口」を含む数値と含まない数値を並べて記載して下さい。 また、本表では、平成24年度(2012年度)～平成29年度(2017年度)分しか記載されていません。 「逗子市高齢者保健福祉計画(2018年度～2020年度)＜素案＞」の中で、45ページの「●逗子市高齢者人口の将来推計」の「総人口」を参考に、平成30年度(2018年度)～令和8年度(2026年度)までの推計も記載して下さい。	
	5	第5章 1(2) 第7章 1 p11、45	11ページの「(2) 中間処理施設の整備状況」の「表3. 5 中間処理施設の整備状況」に、45ページの「第7章 ごみ処理施設の整備方針」に記載されている「ごみ処理施設の現状」を追加して下さい。 例えば、葉山町のごみ処理施設は、平成22年に焼却を止めたことが記載されていません。 逗子市のごみ焼却施設も令和16年に焼却を止めることが記載されていません。	
	6	第5章 1(1) p37	37ページ「第5章 広域化の基本方針」の「(1) ごみの減量・資源化」で、「マイバックスの利用」「マイバック運動の推進」「レジ袋の有料化」が記載されていません。	
	7	第8章 1 第7章 6 (2)エ	56ページ「第8章 計画の推進方策」の「図8 連携体制」において、53ページ「6.2 市1町における将来のごみ処理体制について」の「エ 国の広域化・集約化のさらなる推進」と「今後、本通知により神奈川県が広域化・集約化計画を策定することが予定されています。」より、国と神奈川県との連携体制を図に組み入れて下さい。	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	8	—	<p>今日の気候温暖化に伴う地球環境の激変を考える時、ごみ処理において『ごみの減量化・資源化』対策を、『ごみ処理広域化実施計画』の中でも、今まで通り変化なく更に推進していくとの方針は大切な視点であると考えます。</p> <p>しかしながら、2市1町の広域連携が、その意味通りの機能を果たしているのは、第1期（令和2年度～令和6年度）計画までであると感じます。なぜならば、第II期計画（令和7年度～令和11年度）以降は、鎌倉市のみが広域化のメリットを享受していると思えるからです。すなわち、逗子市などはただただ鎌倉市の急場の時（事故や災害など）の可燃ごみ焼却量の過大な要望にも応えなければならない義務を負わされており、又、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」の事業運営に係る連絡会議においては、業務委託に係る執行状況を発言力の大きい市（人口が多く、税金や観光収入が潤沢で財政優位）のチェックを受ける体制を暗黙のうちに呑まされており、2市1町が対等な関係で協議できるものでは決してなく、支配する市と支配される市の構図を結果的に露呈しています。</p> <p>逗子市焼却施設停止後の焼却処理の考え方を2市1町としては「その時の状況に応じて判断するものとする」と保留していることは、言い換えれば、2市1町の広域化の取り組みがここで破綻していることを意味します。</p> <p>鎌倉市には、逗子市の焼却施設停止後に、（広域化ブロック区割りの設定の見直しが望めず）域内で焼却施設が必要であるとの状況になったならば、「逗子市に代って、今度は鎌倉市内に新たな焼却施設を建設する。2市1町のごみ焼却の責任を負う」との確約を要求すべきと思います。</p> <p>その確約が得られないのであれば、2市1町の広域連携は、第1期までとすべきです。その5年の間に、2市1町において、『自分の域内で出したごみは、自分の域内で責任を持って処理する』（ごみ処理の地産地消）の基本原則に添って、逗子市の焼却施設停止後も含めた、ごみ処理計画の再協議を望みます。</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	9	—	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）（以下「素案」という）において家庭系ごみ、事業系ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、資源化等の用語が無定義で用いている。理解の統一のため基本的用語の定義と解説を加えること。また、用いられる数値の根拠となる出典を示すこと。	
	10	第1章 1 p1	素案第1章1「ごみ処理広域化の目的」において総費用（コスト）抑制と環境負荷低減の基本的視点を付加し、費用の内訳、環境負荷の種類を明記すること。さらに、災害起因ごみ対応について付記すること。	
	11	第1章 2 p1~2	素案第1章2「計画策定の背景」において合意できなかった原因の説明が不明確。素案に対する市民の考察に資するべく不一致点を明確にすること。 具体的には「可燃ごみの分別と処理方法の統一の課題が解決に至らなかったことから平成18年1月に（中略）解散」とするが、4市1町における課題の具体的内容と不一致点の記載が無い。また、「平成18年2月に鎌倉市と逗子市は（中略）広域化処理に協議を開始しました。しかし、協議のめどが立たない」とするが、その具体的内容の記述がなく協議が4年（実質的に1年で決裂の事実を無視している）で不調となった原因に言及していない。さらに、「平成28年5月に葉山町を加えた鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化を設置」とするが、横須賀市・三浦市と連携していた葉山町が突如として横須賀三浦両市と別の方途を選択することになった原因も不明である。遅延に遅延を重ねたごみ処理問題には各市町の固有事情も推測され、その原因、内容を明らかにして鎌倉市・逗子市・葉山町（以下「2市1町」という）全住民共通の理解を形成することこそ連携の基というべきである。	
	12	第1章 3 p2	素案第1章3「基本理念」におけるゼロ・ウェイストの意味不明。基本理念として掲げる以上は概念を明確にすること。字義どおり0にすることなど存在しないし、市民間に無用の軋轢を生じさせる懸念があり、さらに、ゼロを強調するあまり、不適切な自家処理など環境負荷を増大させる方法が選択される恐れもある	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	13	第3章 1 p8~15	素案第3章1「ごみ処理の概要」において2市1町の異同が不明確。ごみ分別区分の共通点と相違点、収集方法の相違点、手数料の有無、キロ当たり処理コストの相違点、事業系ごみの内訳の異同等を明確にすること。特に家庭ごみの実質的負担額（手数料収入額を重量で除したキロ当たり実質的手数料）と持ち込み手数料（10キロ250円）との関係を明確にすること。	
	14	第3章 3 p26	素案第3章3「発生源単位」において県平均の家庭系及び事業系の区分を示し2市1町と比較分析し、さらに、観光等一時的に入り込む人数（以下、「入込人口」という）との関連を分析すること。	
	15	第3章 4 p27	素案第3章4「資源化の状況」において資源化の内訳及び方法を記載し、県平均と比較分析を行うこと。	
	16	第3章 5 p28~29	素案第3章5「ごみ組成」において厨芥類（生ごみ）の比率に10%程度の開きがある。今後の生ごみ処理の分別期待値（生ごみを分別すると見込む比率）に影響するので開差の要因分析を行うこと。また、合成樹脂、その他にも大きな差があり、これらも分析すること。	
	17	第3章 6 p29~30	素案第3章5「ごみ処理経費」において2市1町のいずれにおいても県平均を上回るとするが、原因については一切触れていない。ごみ処理種別ごとに処理費用を抽出し県平均と比較のうえ、ごみ処理費用高止まりの原因を分析すること。	
	18	第3章 7 p31	素案第3章5「生ごみ処理容器等の助成状況」において助成台数及び助成額の累計、世帯当たり普及割合、現在稼働台数を示し、生ごみ減少との相関関係及び費用対効果を分析すること。	
	19	第4章 1 p32	素案第4章1「人口推計」において人口推計の根拠が示されていない。ごみ処理対策の根幹となる数値であり、人口減少対策の施策との整合性を踏まえた根拠を示すこと。	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	20	第4章 2 p33~36	素案第4章2「資源物とごみの総排出量の推計」において推計根拠が示されず、2市1町の人口推計値の開差以上にごみ総排出量値の開差を見込むことの要因分析もない。さらに、入込人口の排出ごみの考察もない。素案第5章以下に直結するので、ごみ分別の方向性を踏まえた各市町の算定根拠を示すこと。	
	21	第5章 1 p37~39	素案第5章1「課題と連携の方向性」においてごみの減量化、資源化、ごみの共同処理などのお題目を掲げるが、災害起因ごみや緊急処理の視点（ごみ処理の安全保障）が欠如するうえに、今までの具体的検討内容について一切触れていない。焼却施設の是非、生ごみ処理施設の是非などは、地区外運搬を含む環境負荷、経済性、分別等の市民負担、具体的収集方法、連携の具体的手法等の検証結果を踏まえたうえで、施設の規模、能力、種別を判断すべきである。これらの検討内容を具体的に示し、広域処理に係る今後のタイムスケジュールを示すこと。	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	22	第6章 2(1) p40	<p>素案第6章2(1)「生ごみ」において、ア「資源化の推進」では鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り資源化とするが、想定する施設に関する記載が無い。資源化施設の選定にあたっては、堆肥化、メタンガス化など想定施設ごとに2市1町の地域特性に鑑みた具体的メリット・デメリットを比較考量すること。市民の協力を前提とするのであれば、施設整備の妥当性にかかる市民の十分な理解を得ることが必須である。</p> <p>また、同イ「食品ロスの削減」では啓発活動を行うとするが、家庭対象では効果が限定的と思われる。単なるメニュー作り過ぎず、広報等の周知活動で十分。</p> <p>さらに、同ウ「家庭用生ごみ処理容器の普及啓発」では生ごみ処理容器の普及を目指すとするが、上記アの生ごみ資源化施設との関係についての説明がない。資源化施設建設により各家庭における生ごみ処理の必要性は減少する筈であり、無駄な財政支出になりかねない。ごみ処理容器により各家庭で発生する各種ガス、エネルギー消費、残渣物、廃液、下水処理の負担、容器製造に係る環境負荷、容器耐用終了時のごみ化などの環境負荷総量の考察を示すべし。仮に、ごみ処理容器がコスト及び環境負荷の総和で優れているのであれば、多大な投資を要する資源化施設は不要であり全戸に処理容器を配布する選択となる筈である。</p>	
	23	第6章 2(2) p40	<p>素案第6章2(2)「紙類等」において、分別指導を強化し、分別の徹底を図るとするが具体策が示されていない。まず、役所等公共施設での分別実態を精査公表し、公共施設等での分別の見える化を実行すべき。家庭での分別に係る労力緩和も勘案し、広く衆智を募り、どの程度の分別が妥当か目安を作成する必要がある。指導だけの啓発だのと上から目線ばかりで具体的方策を示せない計画では市民への説得力がない。</p>	

番 号	実施計画	意 見	回 答
24	第 6 章 3 (1) p41	素案第 6 章 3 (1) 「生ごみの削減」において、ア「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用」において、具体策としていまだ稼働していない施設利用を前提としており、確実性がない。登録再生利用事業者制度は処理手数料の上限撤廃等の特例を認められるなど、相当程度の規模の食品事業者を対象とするものである。2市1町の事業者に遠方の登録再生利用事業者への個別収集を強いることになり、環境負荷の軽減効果があるか疑問であり、料金も高くなる筈で事業者の反対も想定される。登録再生利用事業者の活用がコスト及び環境負荷軽減において優位とする根拠を示すべきである。	
25	第 6 章 3 (2) p41	素案第 6 章 3 (2) 「排出事業者への適正排出の指導」において、「産業廃棄物の分別徹底」とあるが現状では事業系ごみとして「産業廃棄物」が持ち込まれていたことになる。指導や啓発のレベルではなく、ペナルティーを検討すべき。ちなみに家庭ごみでは「分別指導の強化、徹底」とするにもかかわらず、事業者には「指導、啓発」としてトーンダウンするのは何故か。	
26	第 6 章 3 (3) p41	素案第 6 章 3 (3) 「手数料の見直し」において、社会情勢等を勘案しながら事業系ごみ処理手数料を見直すとするが、事業行為に起因する事業系ごみ処理に原価相当の手数料を徴収することはごみ資源化等とは別次元であり、ただちに実施すべきである。	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	27	第6章 4 p42~43	素案第6章4「取組むべきその他の施策」において、施策順位に疑問がある。最重要課題として(3)「ごみ処理経費の縮減」の課題をあげるべきである。スケールメリット追求の前提となる処理の一本化及び分別品目の統一化は他の項目と異なり2市1町独自に結論が出せ、連携に必須の基本事項としてただちに具体化させるべきである。(1)の周知啓発等は具体性がなく効果も限定的。(2)のおむつの資源化はいまだ方向性が定まらず処理方法も確立していない。現段階では環境負荷軽減効果が高いとはいえ、事業系ごみとの区分も不明確であり、研究対象にとどまるにすぎない。	
	28	第6章 5 p43~44	素案第6章5「可燃ごみ量の将来予測」において、素案43頁表6.2では2市1町の人口予測から推測した可燃ごみ量を示すが同36頁表4.4の推計量との関係が不明のうえ推計の算定根拠も示していない。さらに、素案44頁表6.3では可燃ごみの減量資源化量を示し、同頁表6.4では表6.2の数値から表6.3の数値を控除して令和11年の可燃ごみ量とするが、要となる表6.3の減量資源化量の算定根拠が示されていない。説明会では分別率60%を想定したと説明されたが、これはごみ有料化前の分別実証試験における分別実施率を上回る数値であるのみならず、ごみ有料化後の可燃ごみ大幅減少の影響を考慮していない。さらに、地区外丸投げを前提とする推計は実現可能性が著しく低く、丸投げ方式では環境負荷軽減どころか負荷の増大になりかねず、コスト面での説明も一切ない。素案第7章以下にこじつけるための無茶な推計ではなく、合理的で市民が納得できる根拠を示すべきである。	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	29	第7章 p45～55	<p>素案第7章「ごみ処理施設の整備方針」では令和11年度までの期間を二期に区分し縷々書き連ねるが、煎じ詰めれば、第1期では名越クリーンセンターでの焼却（以下「名越焼却」という）と逗子環境クリーンセンターでの焼却（以下「逗子焼却」という）の現状維持、第2期では名越焼却を停止させ延命化した逗子焼却を焼却能力限度まで稼働させる内容に過ぎない。</p> <p>第2期では鎌倉市家庭系ごみの大半を地区外処理するもので、長距離輸送等による環境負荷増大の懸念があり、さらに、増大が見込まれる処理費用の試算すら示されず、前章までの強引な推計値の前提が崩れた時の想定もない。名越焼却の停止、逗子焼却の延命の選択の理由も示されず、高々10年のための多大な延命化投資（中継施設建設及び焼却炉改修工事、金額不明）がなぜ必要なのかの説明もない。10年経過後に2市1町可燃ごみ全量の地区外焼却で環境負荷及びコストの両面で優位性があるのなら、延命化せずに直ちに地区外処理すれば無駄な投資が不要となるにもかかわらず何ら検討されていない。費用も環境負荷も無視したうえの全量地区外処理では継続性の担保もない極めて杜撰な計画と言わざるを得ない。</p> <p>そもそも、この計画は葉山町が加わって以降に動き始めたごく短期間の拙速な検討のうえ、2市1町住民に検討内容の公開もせず、新規焼却場を建設せずの前提のみを意図的に前面に打ち出したものにすぎない。いずれ全量地区外処理であるならば、鎌倉市と連携する意味が全くない計画内容である。</p>	
			<p>いま必要なことは、名越焼却の存続する期間内に、最新設備焼却場建設の是非、近隣自治体焼却施設との連携、逗子焼却の規模拡大の可否、地区外民間業者処理の是非、コスト及び環境負荷両面での費用対効果、災害対応能力の有無等をゼロベースで合理的に検証することである。素案では焼却施設について可燃ごみが年27000トンに満たないとして新設を排除するが、事業系ごみ全部の地区外処理を前提とする強引な可燃ごみ発生予測が前提であり、自区内処理に立ち返れば、排除する根拠は無くなる。生ごみの資源化も固形燃料化、メタンガス化、飼料化、肥料化等いずれの施設が最適か収集方式との関連も含めて真摯な検討を要する。</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	30	第8章 p56~57	素案第8章「計画の推進方策」において、既存施設の活用を理由に事務委託方式で処理とし、人口割合、ごみ搬入量割合により費用負担を決定とするが、事務委託はごみ焼却処理を逗子市に押し付けるかの如き印象を与え、また、費用負担要素では、地区外民間業者委託に要する経費を度外視し、入込人口のもたらすごみ発生要素も考慮していない。2市1町地域全体としての最大環境負荷軽減及び最小コスト実現を基本的視点として地域住民が共有でき、首長交代等の影響を受けない連携体制を構築すべきである。	
	31	—	人口減少やごみ処理有料化等により能力余裕が発生する逗子市のごみ焼却施設で、葉山町および鎌倉市の一部の可燃ごみを集約処理することは、逗子市は処理受託、葉山町・鎌倉市は処理委託により、3市町がそれぞれ億単位の財政メリットが得られること、また焼却炉の燃費向上により3市町トータルの(可燃ごみ焼却処理による)CO2の排出量も低減されるので、本計画が順調に進展することを期待しています。	
	32	—	<p>葉山町に新設する生ごみ資源化施設で、逗子の家庭系生ごみも共同処理する計画は、家庭系生ごみ分別収集を実施している全国の自治体は全体の10%弱と少ないことや、高齢化の進行で2025年には認知症患者が65歳以上の約5人に1人を占めると見込まれているなかで、生ごみの分別収集化は容易ではないので、生ごみ資源化施設建設決定以前に十分な検討が必要と思います。</p> <p>市民としては生ごみの分別回収は行わないでほしいです。</p> <p>鎌倉市は生ごみの分別収集は行うのでしょうか？</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	33		<p>覚書の恣意的な解釈に立脚する素案： この素案は、鎌倉市長による新施設の建設断念を受けて、覚書における基本方針（3）のなかの「既存施設における共同処理の可能性」という文言に根拠をおいて作成されている。しかし、当該覚書においては、その前提条件として「鎌倉市の既存施設とこれに代わる現在計画の中の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理を行っていきます。」ということが但し書きとして明記されている。すなわち、鎌倉市における新施設の建設が前提条件となっている。その観点に立てば、鎌倉市長が住民意見の合意形成に失敗し、新施設の建設を断念した時点で、この覚書はその前提条件を喪失して効力を失っているといえる。それにもかかわらず、「既存施設における共同処理の可能性」という文言のみを部分的に都合よく利用して作成された本素案は、覚書の恣意的な解釈に基づくもので、不誠実かつ無効なものといえるのではないだろうか？</p>	
	34		<p>鎌倉市長による新施設建設に係る住民意見の合意形成の失敗が原因： そもそも素案が根拠とする覚書は、その締結の際に、鎌倉市長は新施設建設の方針を意欲的に語り、新施設を前提として覚書を締結したのではなかったか？（覚書の締結に至る経緯にも疑問が残るが...）。ところが、鎌倉市長は住民意見の合意形成に失敗し、新施設の建設を断念すると、覚書を都合のいいように曲解して、ゴミ処理を逗子市に投げつけた。すると驚いたことに、鎌倉市長からの投げかけを、逗子市の行政担当者は逗子市が抱える財政事情を動機として受け入れに積極的な姿勢を示している。それは本来の広域化の理念を実現すべき計画を財政事情の問題にすり替えるものではないだろうか？本来、広域化の理念を享受するはずの住民を置き去りにし、住民に不利益をもたらしかねない危険な事態といえるのではないだろうか？</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	35		<p>行政による不誠実な姿勢： それらの裏事情を覆い隠すかのように、素案では「ゼロ・ウェイスト」というキャッチフレーズを声高に叫んでいるだけで、素案に含まれる計画は安易な予測に基づくもので実現性に疑問が感じられる無責任なものばかりに見える。さらに、「ゼロ・ウェイスト」を実現するには、全住民への周知と理解と協力が不可欠であるにもかかわらず、市民説明会の開催もパブリックコメントの募集も、周知の努力がまったく感じられず、住民には出来るだけ知られないうちにこっそりと素案を実行へ移してしまおうとする行政担当者たちの不穏な思惑がありありと見えるかのようなようである。それを表すかのように、素案に対する市民説明会での住民からの意見やパブリックコメントに対して、具体的にどのように計画に反映するのか、その次のステップとしてどのような機会が設けられるのか、どの段階で実施されるのか、具体的なロードマップがまるで明らかにされることがない。不安や不信感を住民に起こさせるのも無理からぬことではないだろうか？</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	36		<p>今後の方向性；</p> <p>もし、素案の根拠である覚書が有効であるというならば、鎌倉における新施設の建設が前提条件であり、鎌倉市長は職を辞するなどして民意を問い、改めて鎌倉市内における新施設の建設が模索されるべきではないだろうか？あるいは、鎌倉市長が新施設建設を断念した時点で覚書は無効とされたものと解釈されるならば、改めて、広域処理の構想を検討し、必要ならば改めて協定や覚書を締結し、住民の理解と協力の上で、実現性のある計画が立案されるべきではないだろうか？逗子市は財政事情からの動機と本来あるべき広域化の理念を次元の異なるものとして峻別し、住民を欺くようなことがないようにしていただきたい。いずれにせよ、安易で拙速な実施計画によって住民が不利益を被るのは避けてもらわなければと願う。将来、この問題の影響を大きく受けるのは、子育て世代の若い家族の担い手だろう。しかし、この問題について市民説明会やパブリックコメントの募集が行われていたことなどは、彼ら/彼女らにはほとんど周知されていなかっただろう。（先日の市民説明会には参加人数自体もわずかであったし、参加者はシニア以上の後期高齢者の方がほとんどであったように思われる）。知らないうちに決められてしまった不本意な実施計画の犠牲者にさせないような、未来の世代に希望を与えられる行政の誠意ある合意形成のプロセスを期待したい。</p>	

	番 号	実施計画	意 見	回 答
	37		<p>基本理念に「ゼロ・ウェイスト」という言葉が使われていますが、この言葉が何を意味するのか、説明が不十分です。</p> <p>ゴミ処理の問題は、行政だけで解決するものではなく、市民や市外を含めた企業が真摯に取り組まねば解決しません。その点について、どのような認識をお持ちか不明瞭です。</p> <p>もっと、市民・企業との対話・協働を進めるべきだと考えますが、話し合いの場が少なすぎます。それは、本計画の説明会で質問が殺到していることを見れば明らかです。</p> <p>このパブリックコメントについても、意見を求めた結果をどのように計画に反映するのか、説明が全くありません。法律や条例の手続きにおいては問題ないのかもしれませんが、個別具体の事柄に対するフォローが十分とは言えないように思います。</p> <p>市民の協力でなく、努力を求めることを含め、早急なゴミ問題に対する行政の姿勢と行動改善を求めます。</p> <p>そもそも、パブリックコメントの制度自体、見直しが必要ではないでしょうか。ゴミ問題ではないと片づけないでください。市民を巻き込まねば解決しない例の最前線です。必要であれば、市民協働課、広報広聴課にも対応の検討を求めるべきです。</p> <p>廃棄物行政に対する市民協働の実現に向けた最善の施策を一緒につくりましょうよ。</p>	